

リユースモバイルガイドラインに基づく取組

2020年12月23日



一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

- （１） 一社）リユースモバイル・ジャパンについて**
- （２）リユースモバイル端末を取り巻く状況**
- （３）リユースモバイルガイドラインについて**
- （４）リユースモバイル事業者認証制度について**
- （５）スマートフォンのデータ消去について**
- （６）今後の取組について**

一般社団法人リユースモバイル・ジャパンについて



●概要：

リユースモバイル端末市場の健全な発展と消費者保護を目的として、2017年3月14日に「リユースモバイル・ジャパン（RMJ）」を設立し、2020年4月7日に一般社団法人化しています。

●設立：2017年3月14日 / 一社化：2020年4月7日

●理念

リユースモバイル通信端末市場の発展により、多様で低廉な通信サービスが安心で安全に消費者に提供される社会の形成を目指す。

●ビジョン

リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および消費者保護を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末流通の促進を行うことを目的とする。

●事業内容

- (1) リユースモバイル事業者の認証
- (2) リユースモバイル通信端末に関する事業の認知度向上を目指す広報・啓蒙活動
- (3) リユースモバイル通信端末事業者における古物営業法等の法令順守のための活動
- (4) リユースモバイル通信端末事業に係る関連省庁との連携
- (5) 関連事業者(キャリア・メーカー・MVNO事業者等)および業界団体との連携
- (6) リユースモバイル通信端末事業の健全な発展に関する政策提言
- (7) 優良かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成
(データ管理・不正端末流通防止等に関するガイドライン策定等)
- (8) 会員相互の連絡と共通する課題の共有
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

運営体制

理事長 栗津 浜一 株式会社携帯市場 代表取締役

副理事長 舩橋 吉威 ブックオフコーポレーション株式会社
ブックオフ商品部 家電グループ グループ長

理事 有馬 知英 日本テレホン株式会社 常務取締役 執行役員

杉 研也 株式会社パシフィックネット 取締役

中阿地 信介 株式会社ソフマップ 取締役 執行役員

田中 開新 株式会社イオシス 取締役

執行 達也 エコケー株式会社 代表取締役

(順不同)

監事 宮坂 浩一 株式会社クリエイジェンシー 執行役員

会員 29社 正会員：17社 賛助会員12社

リユースモバイル事業者認証委員会

5名 (外部有識者4名含む)

オブザーバー

総務省 (リユースモバイル認証制度オブザーバー)



会員企業一覧

➤ 正会員企業：17社

株式会社携帯市場	ブックオフコーポレーション株式会社
日本テレホン株式会社	株式会社パシフィックネット
株式会社ソフマップ	株式会社イオシス
株式会社クリエージェンシー	エコケー株式会社
株式会社ゲオ	株式会社TSUTAYA
BrightstarJapan株式会社	インバースネット株式会社
日本エンタープライズ株式会社	リーテック株式会社
パステック株式会社	株式会社ワンス
株式会社MASATOMI	

➤ 賛助会員企業：12社

ブランコ株式会社	ムーバブルトレードネットワークス株式会社
株式会社ブレイバー	一般社団法人携帯端末登録修理協議会
株式会社RBJ	株式会社Warranty technology
株式会社ウルトラエクス	株式会社ププルインターナショナル

他4社

■ 正会員 ロゴ



■ 賛助会員 ロゴ



他4社

（２）リユースモバイル端末を取り巻く状況

- ✓ 2020年度以降の中古スマートフォン市場は微増トレンドへ
- ✓ 2025年度には265万台に拡大と予測

【中古スマートフォン販売台数の推移・予測】



新品スマートフォン出荷台数（2019年11月発表のMM総研調べ）を100%とした場合の、中古スマートフォン比率を見ると、2015年度から2018年度は5%前後で推移しているが、2019年度には5.9%となる見通し。

2020年度以降は上昇傾向となり2025年度には9.8%まで拡大と予測。

ポイント

- ①全国規模で店舗網を保有する事業者の参入
- ②大手キャリアやMVNOによる本格的な取扱い

【中古スマートフォンの定義】

下記条件を満たすスマートフォン販売台数

- ①一度他人が購入した端末であり、店舗やインターネットを介した売買により取引される端末
- ②有償・無償を問わず家族・友人・知人間での取引は含まない
- ③キャリアモデル、SIMフリーを含む
- ④国内で売買される端末のみを含む（海外からの輸入端末等は含まない）

■ ユーザー調査概要

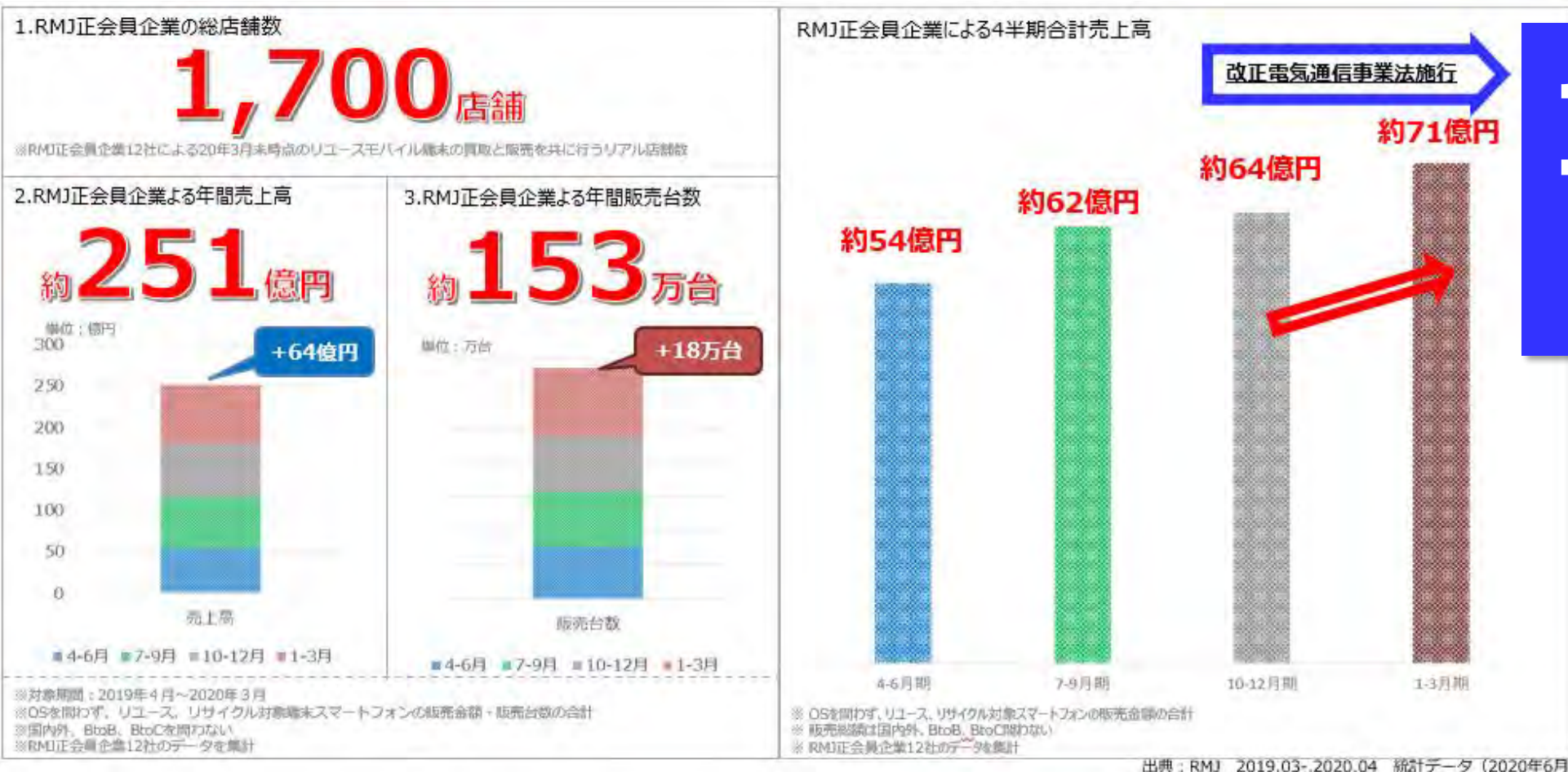
【調査方法】WEBアンケート調査（プレ調査：24,604件／本調査：1,587件）

【調査時期】2020年2月

リユースモバイル端末市場について②

- ✓ 2020年3月期一売上高251億円、販売台数153万台
- ✓ 改正電気通信時合法施行後、3Qー4Q対比で売上高が10.9ポイントアップ

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン会員企業統計データ (2020年3月時点)



**10.9Pt
UP**

出典：RMJ 2019.03-2020.04 統計データ (2020年6月)

リユースモバイル端末流通に関する調査

総務省電気通信事業分野における市場検証（2018年度）年次レポートより

✓ 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

ニーズが30%に迫る

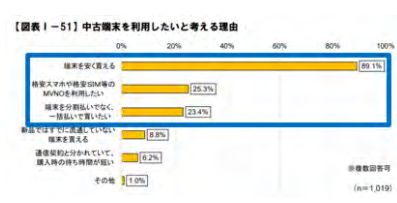


- 利用経験のあるユーザーは **8.7%**
- 今後利用したいユーザーは **19.9%**

✓ 中古端末を利用したいと考える理由

1位

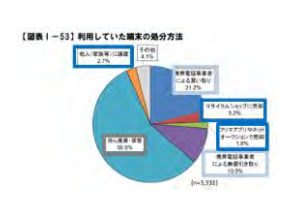
端末を安く買える 89.1%



- 2位：MVNOで利用したい 25.3%
- 3位：一括払いで買いたい 23.4%

✓ 利用していた端末の処分方法

約90%は退蔵・携帯事業者へ



- 携帯事業者に買取・引取依頼したユーザーは **31.2%**
- 廃棄・保管（退蔵）しているユーザーは **56.9%**

✓ 中古端末を利用したくないと考える理由

1位

バッテリーの持ちが悪そう 59.0%



- 2位：きちんと動作するかわからない 46.2%
- 3位：故障時などの保証がなさそう 42.9%

(3) リユースモバイルガイドラインについて

これまでの取り組み

■リユースモバイル・ジャパンの取り組み

2018年7月12日 リユースモバイル関連ガイドライン検討会立ち上げ

検討会（親会） — 格付け基準等作業部会 — 個人情報作業部会 — トレーサビリティ作業部会

4回開催

5回開催

3回開催

2回開催

2018年12月26日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第5回）事業者ヒアリング

2018年12月26日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第5回）事業者ヒアリング

2回開催

消費者関連団体
意見ヒアリング

追加会合
3回開催

海外市場調査
セキュリティ企業
ヒアリング

2019年3月8日 リユースモバイルガイドライン記者発表

2019年3月14日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第10回）事業者ヒアリング

2019年4月25日 リユースモバイル関連ガイドライン検討会 新推進体制キックオフ 検討会（親会） — 格付け基準等作業部会 — 認証制度作業部会

5回開催

消費者関連団体
有識者
事業者
意見ヒアリング

8回開催

6回開催

20180712 プレスリリース 検討会立ち上げ

リユースモバイルジャパンと一般社団法人携帯端末登録修理協議会にてリユースモバイル関連ガイドライン検討会を立ち上げ、ガイドライン策定開始。

3つの作業部会を編成
— 格付け基準
— 個人情報
— トレーサビリティ

20190308 記者発表会開催 リユースモバイルガイドライン公表



20191128 記者発表会開催 -リユースモバイルガイドライン改版 -リユースモバイル事業者認証制度発表



202010（No.98） 国民生活センター「消費者問題アラカルト」へ寄稿 【執筆者】 栗津 浜一 （一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 代表理事） 有馬 知英 （一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事）



2019年11月28日 リユースモバイルガイドライン記者発表

2019年12月2日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第21回）事業者ヒアリング

2020年6月30日 競争ルールの検証に関するWG（第5回）オンライン会議（RMJ）

2020年10月号（No.98）国民生活センター「消費者問題アラカルト」寄稿（RMJ）

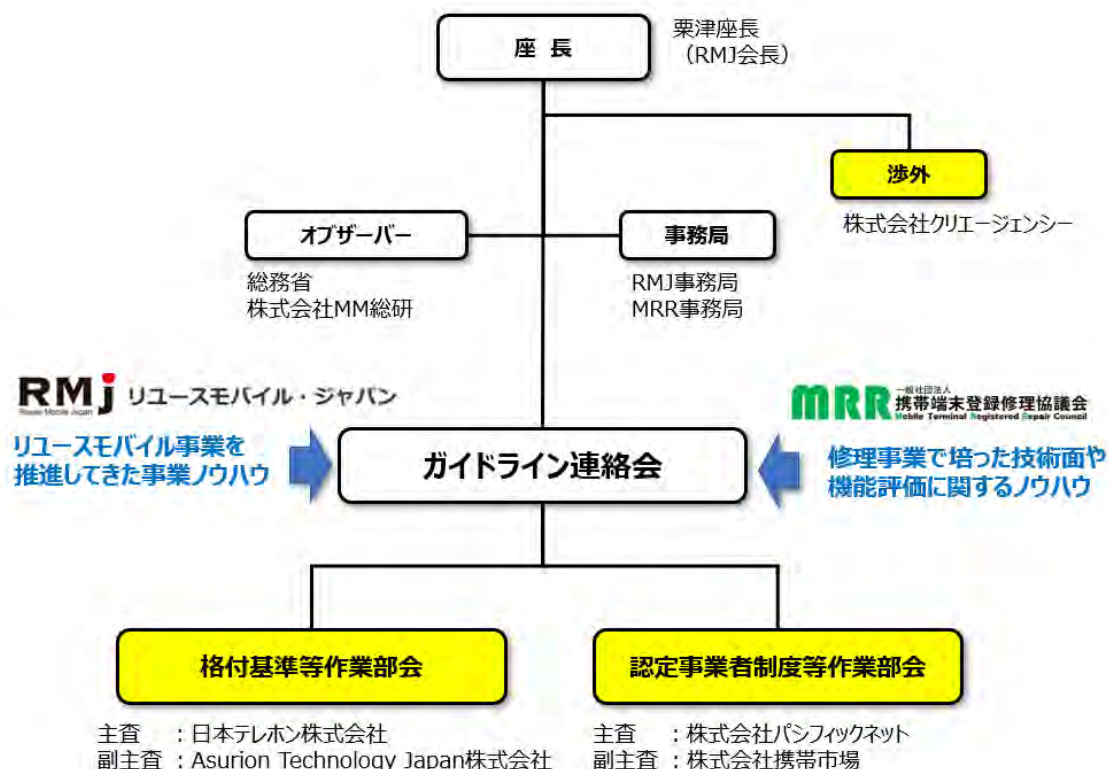
2020年11月12日 和歌山県消費生活センター 和歌山県市町村職員等専門研修

2020年11月13日 リユースモバイル・ジャパン 事業者認証 記者発表

リユースモバイル関連ガイドライン検討会とガイドラインの概要

- ✓ 2018年7月にRMJとMRRでリユースモバイル関連ガイドライン検討会を立ち上げ
- ✓ 2019年3月に格付けや利用者情報消去などを内容とするガイドラインを策定公表し、同年11月にガイドラインの改訂版を発表

リユースモバイル関連ガイドライン検討会



リユースモバイルガイドライン

- リユースモバイル事業にかかわる用語の定義
- 必須事項、要求事項、推奨事項で区分。
- 3つの評価基準を定める
安心安全評価・外装評価・機能評価
- 業務フローと評価ポイントを明示
- 販売時の表示基準や保証期間を定める
- 利用者情報について確実な消去を義務付け

第二版（改版）

- バッテリー状態の確認と評価結果の表示を推奨
- ネットワーク利用制限に対して、動作保証とは別に保証をつけることを推奨
- リファビッシュ品の概要を解説するとともに、メーカーによる保証の確認・表示などを推奨
- 事業者間取引用に11段階の基準を策定

リユースモバイルガイドライン

- ✓ 安心安全なリユースモバイル市場の発展を目指し、業界ノウハウを結集
- ✓ 国内流通活性化を目指し、事業者間取引用の手引き（非公表）を作成

構成：必須・要求・推奨で区分

ガイドラインでは、買取、検査・検付、販売の各事業者の役割に沿って整理し、それぞれに準拠する必要がある事項と、推奨事項を明確に示しています。

区分	必須事項	要求事項	推奨事項
買取り	買取り価格の明示	買取り価格の明示	買取り価格の明示
検査・検付	検査・検付の実施	検査・検付の実施	検査・検付の実施
販売	販売価格の明示	販売価格の明示	販売価格の明示

フローと評価ポイントを明示



販売時の表示や保証期間等の基準

評価基準の明確化を図る。

項目	評価基準
買取り価格	買取り価格の明示
検査・検付	検査・検付の実施
販売価格	販売価格の明示

リユースモバイルガイドライン

リユースモバイルの格付基準を規定

リユースモバイルガイドライン 第二版

令和元年 12 月

リユースモバイル関連ガイドライン 検討会

DEVICE GRADING SCALE

格付	説明
未使用品	新品同様の状態
・美品	目立つ傷や汚れがない状態
・中程度品	軽微な傷や汚れがあり、使用感がある状態
・使用済み品	目立つ傷や汚れがあり、使用感がある状態
・損傷/破損	目に見えてダメージがあり、修理が必要または破損している状態

https://rm-j.jp/pdf/RMJ_Guidelines2.pdf

利用者情報の確実な消去義務付け（海外調査・比較も実施）

利用者が安心してリユースモバイル端末を売買することができるよう、確実な利用者情報の消去のための措置を義務付け

データ消去について義務付け

- 初期化
- 上書き消去
- 第三者による確認

アメリカ・EUにおける利用者情報に対する法令・ガイドライン等を調査

諸外国より強固な消去方法（上書き消去）を利用者情報の処理方法として規定

比較項目	リユースモバイルガイドライン	主要な諸外国事例（アメリカ・EU）
データ初期化（工場出荷状態に戻す）	必ず行う	必ず行う
上書き消去処理	原則として、上書き消去による、より強固な消去処理を推奨	特に推奨されていない
消去システム環境	原則として、適正な事業者利用ソフトを前提とし、それによる上書き消去を実施、行なう場がある	事業者による任意
第三者チェック	データ消去処理完了後、第三者により、データ消去が適正になされた、データが確実に消去されていることの確認を行う	特に推奨されていない

バッテリー状態確認・結果表示

・バッテリー状態の確認を推奨

・結果の表示を推奨

ネットワーク利用制限への保証

販売後の不平等によるネットワーク利用制限についての保証を、動作保証とは別につけることを推奨

RMJ正会員は義務付け

リファーマービッシュ品の概要解説 保証有無確認及び表示を推奨

・リファーマービッシュ品に対するメーカー保証の有無等について中古端末取扱事業者が確認することを推奨

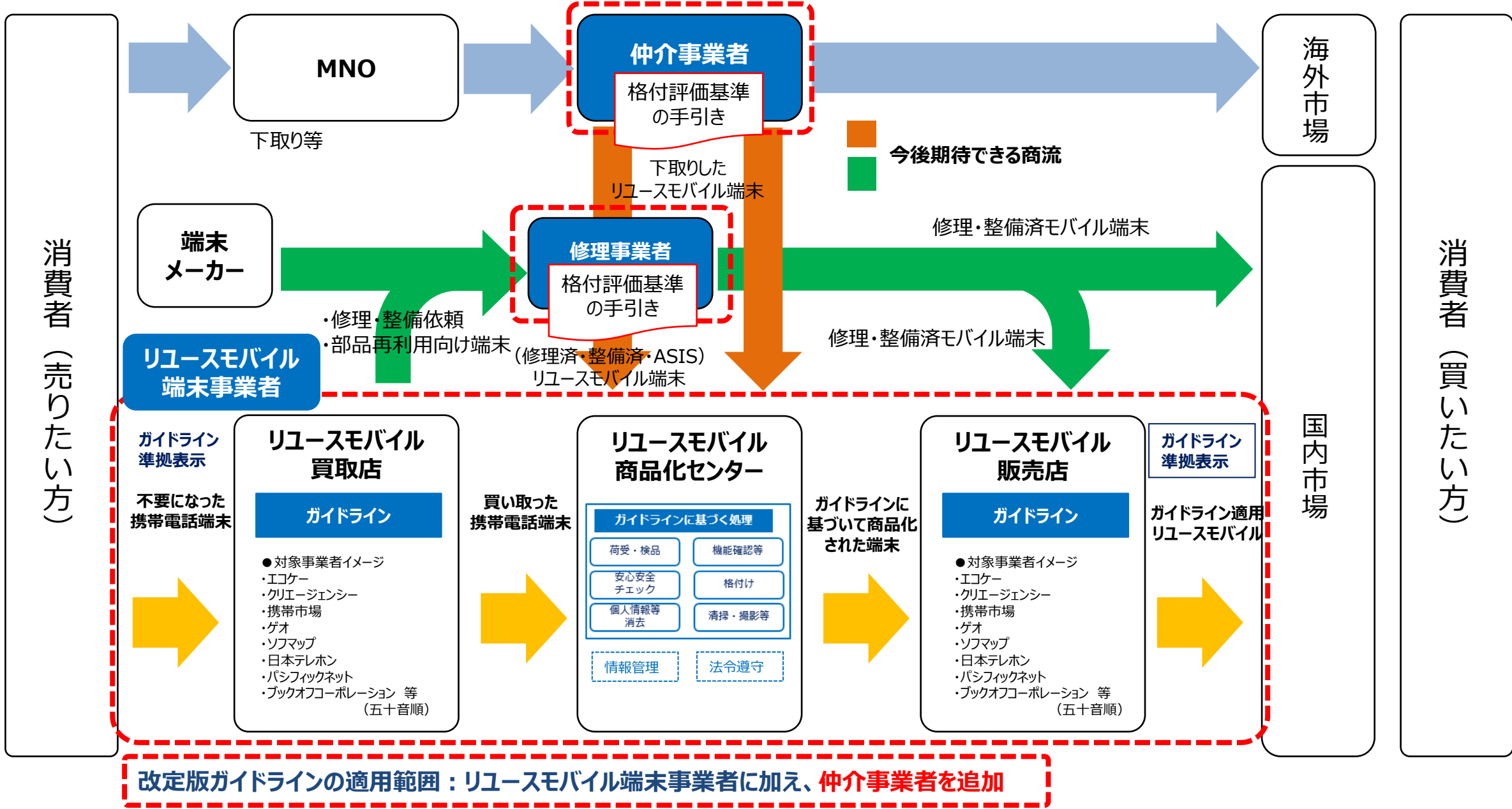
・表示すべき事項（メーカー保証の有無等）等を明示

事業者間取引用の手引き策定

・事業者間取引用の詳細な格付基準を整備（5段階→11段階へ）

・当該基準による格付結果表示の推奨

ガイドラインの適用追加範囲と今後期待できる商流



（４）リユースモバイル事業者認証制度について

リユースモバイル事業者認証制度の概要

✓ リユースモバイル・ジャパンは、消費者に今まで以上にリユースモバイル端末を安心安全に購入・売却いただくことを目的として、「リユースモバイル事業者認証制度」を開始

リユースモバイル事業者認証制度概要

◆制度目的：

リユースモバイル端末事業者の事業・業務について、「リユースモバイルガイドラインの遵守」「経営状況の健全性」「適切なガバナンスの確立」を審査機関が確認し、リユースモバイル事業者認証を取得した事業者であることをわかりやすく表示することにより、消費者に、リユースモバイル端末を安心安全に購入・売却いただくことを目的としています。

◆対象事業者：

RMJ正会員（消費者との間でリユースモバイルの売買を行うリユースモバイル端末事業者）

◆審査基準の概要：三原則

- ☐ ガイドライン遵守 「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか
- ☐ 経営状況（リユースモバイル事業売上・事業実態）
- ☐ ガバナンス 社内における統制環境を整備し、管理体制が整っているか、反社対応等



◆一般消費者等へのメリット

リユースモバイルガイドライン準拠の事業者が容易に識別できるため、認証取得事業者にて売買いただくことで、より安心安全にリユースモバイルを購入・売却いただけるようになります。

✓ リユースモバイル事業者認証制度は、「リユースモバイル事業者認証」と、リユースモバイルガイドラインのバッテリーのみに特化した認証「リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）」の2つにより構成

リユースモバイル事業者認証

■ 認証基準の概要

- 認証の対象組織：

リユースモバイル端末の売買を行っている法人であり、かつ以下に該当する事業者となります。

 - ・経営状況の健全性が確認できる
 - ・適切なガバナンスが確立されている
- 認証範囲：

企業組織（※FC店舗も含む）

申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。

また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。

なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。
- 事業

リユースモバイル端末の事業（小売り・法人向けも含む）
- 認証基準：
 - ☐ ガイドライン遵守

「リユースモバイルガイドライン」に定める必須事項、要求事項及び認証委員会が指定する一部推奨事項を準拠しているか
 - ☐ 経営状況

リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等が確認できるか
 - ☐ ガバナンス

社内における統制環境を整備し、適切な管理体制が整っているか
- 認証の有効期間：

2年間

更新審査は認証の有効期限毎に実施（2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する）
- 認証の公表：

リユースモバイル・ジャパン（RMJ）のHPで公表します。



バッテリー認証（追加認証）

■ バッテリー認証（追加認証）基準の概要

- 認証の対象組織：

リユースモバイル事業者認証制度を取得した事業者のみで、認証（バッテリー関連）制度取得は任意
- 認証範囲：

企業組織（※FC店舗も含む）

申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。

また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。

なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。
- 事業

リユースモバイル端末の事業（小売り・法人向けも含む）
- 審査基準の概要

ガイドライン遵守「リユースモバイルガイドライン」内の

 - ☐ 3.3(3)「バッテリー状態の確認」に準拠しているか
 - ☐ 3.4(4)オペレーションガイド「バッテリー評価基準開示」に準拠しているか
- 認証の有効期間：

認証の有効期限は登録後2年間（2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する）

更新タイミングは事業者認証制度と合わせる
- 認証の公表：

リユースモバイル・ジャパン（RMJ）のHPで公表します。
- 申請タイミング：下記のどちらか
 - ☐ 事業者認証申請と同時に ※認証（バッテリー関連）申請申込がなくても事業者認証審査と同時に行う
 - ☐ 事業者認証取得後、事業者認証有効期限が切れるまで



リユースモバイル事業者認証審査委員会と認証スキームの特徴

- ✓ 公正中立な第三者性を確保した認証制度
- ✓ 罰則規程を設け、高品質で安全性の高い運営が求められる制度設計

リユースモバイル事業者認証審査委員会（認証機関）

審査委員会・・・委員5名＋オブザーバーで構成

委員：外部有識者を中心に構成

総務省

オブザーバー

外部有識者

委員

委員

委員

委員

RMJ理事長

委員

- ・外部有識者は、RMJ理事長が委嘱する
- ・委員長は、外部有識者の中から、RMJ理事長が指名する
- ※任期は選任後2年以内に終了するRMJの事業年度の時までとし、再任可能

認証審査委員

所属	氏名
明治大学名誉教授	新美 育文 様（委員長）
株式会社野村総合研究所	北 俊一 様
全国消費生活相談員協会	西村 真由美 様
情報通信消費者ネットワーク	長田 三紀 様
一般社団法人リユースモバイル・ジャパン	栗津 浜一

認証スキームと特徴

認証スキーム

認証審査委員会

*事業発生ベースで臨時認証審査委員会の開催
認証審査委員メンバーと必要に応じて委員会指名によりオブザーバーや該当企業出席要請等あり

- ・運営会社、拠点の移転退店
- ・自己申請
- ・不適合等の情報に基づく審議要請

特徴①

実地確認を行う
(コロナ対策オンライン検査を導入)

特徴②

2年ごとの更新制

特徴③

公正中立な第三者性を確保した審査委員会

特徴④

罰則規定を設け、高品質な運営と維持を要求

委員会では、2つの認証の新規・更新・変更の審査だけでなく、認証ロゴマークの使用許諾や取消審査、罰則規定に基づく是正指導、警告、取消の審査も行う。

Copyright 2020 一社）リユースモバイル・ジャパンAll Rights Reserved.

消費者保護に向けて

- ✓ 消費生活相談員の方々との連携による消費者保護体制の強化
- ✓ 国民生活センター「消費者アラカルト」への寄稿を通じた啓蒙

全国消費生活相談員協会、国民生活センター等からのご依頼を受けて、消費者保護に向けた取り組みに協力

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

- 全国消費生活相談員向け講義
40を超えるご質問やご意見をいただきました

独立行政法人 国民生活センター

- 国民生活センター「消費者アラカルト」寄稿
令和2年10月号(No.98)

- 和歌山県消費生活センター
和歌山県市町村職員等専門研修（オンライン）

全国消費生活相談員協会御中 ご説明資料

2019年8月6日

リユースモバイル関連ガイドライン検討会



1. 中古端末を取り巻く現状	2. 中古端末の利用ニーズの高まり
3. 中古端末を取り巻く現状	4. 中古端末の利用ニーズの高まり
5. 中古端末を取り巻く現状	6. 中古端末の利用ニーズの高まり
7. 中古端末を取り巻く現状	8. 中古端末の利用ニーズの高まり
9. 中古端末を取り巻く現状	10. 中古端末の利用ニーズの高まり
11. 中古端末を取り巻く現状	12. 中古端末の利用ニーズの高まり
13. 中古端末を取り巻く現状	14. 中古端末の利用ニーズの高まり
15. 中古端末を取り巻く現状	16. 中古端末の利用ニーズの高まり
17. 中古端末を取り巻く現状	18. 中古端末の利用ニーズの高まり
19. 中古端末を取り巻く現状	20. 中古端末の利用ニーズの高まり
21. 中古端末を取り巻く現状	22. 中古端末の利用ニーズの高まり
23. 中古端末を取り巻く現状	24. 中古端末の利用ニーズの高まり
25. 中古端末を取り巻く現状	26. 中古端末の利用ニーズの高まり
27. 中古端末を取り巻く現状	28. 中古端末の利用ニーズの高まり
29. 中古端末を取り巻く現状	30. 中古端末の利用ニーズの高まり
31. 中古端末を取り巻く現状	32. 中古端末の利用ニーズの高まり
33. 中古端末を取り巻く現状	34. 中古端末の利用ニーズの高まり
35. 中古端末を取り巻く現状	36. 中古端末の利用ニーズの高まり
37. 中古端末を取り巻く現状	38. 中古端末の利用ニーズの高まり
39. 中古端末を取り巻く現状	40. 中古端末の利用ニーズの高まり

消費者問題 アラカルト

中古端末(リユースモバイル) 市場のこれから

寄稿者: RMJ (全国消費生活相談員協会)

掲載: 2019年10月号(No.98)

中古端末を取り巻く現状

近年の中古スマートフォン市場の成長が著しく、2017年度は約154万台、2018年度は約163万台と伸び続けています。2019年10月に発行された国産電気通信事業者連合会では、調査と販売促進の両面から、中古スマートフォン市場の活性化を図るべく、中古スマートフォンに関するガイドラインの検討を進めています。

中古端末の利用ニーズの高まり

経済産業省の2018年度電気通信事業統計によれば、中古スマートフォンに関する売上高は、前年度比1.1倍の1,000億円に達しました。また、中古スマートフォンに関する売上高は、前年度比1.1倍の1,000億円に達しました。

中古端末を取り巻く現状

中古スマートフォン市場の成長が著しく、2017年度は約154万台、2018年度は約163万台と伸び続けています。2019年10月に発行された国産電気通信事業者連合会では、調査と販売促進の両面から、中古スマートフォン市場の活性化を図るべく、中古スマートフォンに関するガイドラインの検討を進めています。

和歌山県消費生活センター 御中

「中古スマホに関するトラブル・修理の相談事例と今後の展望」

ご説明資料

2020年11月12日

RMJ (全国消費生活相談員協会) MRC (リユースモバイル関連ガイドライン検討会)

中古スマホに関するトラブル・修理の相談事例と今後の展望

和歌山県消費生活センターでは、2020年11月12日、和歌山県市町村職員等専門研修（オンライン）を開催しました。この研修では、中古スマートフォンに関するトラブル・修理の相談事例と今後の展望について、和歌山県消費生活センターの職員から説明を行いました。

トラブル事例	対応
1. 中古スマートフォンを購入したところ、画面が割れていることが判明した。	購入した店舗に連絡し、返品を求めた。店舗は「画面が割れているのは中古商品の特性」として返品を拒否した。
2. 中古スマートフォンを購入したところ、バッテリーが膨らんでいることが判明した。	購入した店舗に連絡し、返品を求めた。店舗は「バッテリーが膨らんでいるのは中古商品の特性」として返品を拒否した。
3. 中古スマートフォンを購入したところ、カメラが壊れていることが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「カメラが壊れているのは中古商品の特性」として修理を拒否した。
4. 中古スマートフォンを購入したところ、音声が聞こえないことが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「音声が聞こえないのは中古商品の特性」として修理を拒否した。
5. 中古スマートフォンを購入したところ、充電がつかないことが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「充電がつかないのは中古商品の特性」として修理を拒否した。
6. 中古スマートフォンを購入したところ、画面が暗くなることが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「画面が暗くなるのは中古商品の特性」として修理を拒否した。
7. 中古スマートフォンを購入したところ、画面が白くなることが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「画面が白くなるのは中古商品の特性」として修理を拒否した。
8. 中古スマートフォンを購入したところ、画面が黒くなることが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「画面が黒くなるのは中古商品の特性」として修理を拒否した。
9. 中古スマートフォンを購入したところ、画面が歪むことが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「画面が歪むのは中古商品の特性」として修理を拒否した。
10. 中古スマートフォンを購入したところ、画面が歪むことが判明した。	購入した店舗に連絡し、修理を求めた。店舗は「画面が歪むのは中古商品の特性」として修理を拒否した。

リユースモバイル関連事業者によるガイドライン遵守と認証資格取得促進

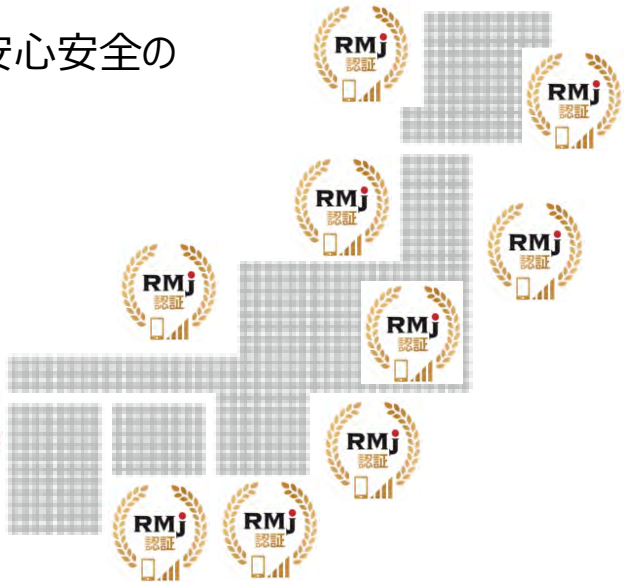
ガイドライン遵守 安心で安全な取引市場の形成・発展

リユースモバイル事業者認証資格 取得促進

関連事業者が消費者にとって
安心安全を第一とした基準遵守

消費者にとって自由で
安心安全なモバイル市場形成へ

消費者にとって、認証マークが
リユースモバイル端末売買の安心安全の
目印となるように



モバイル市場の公正競争に寄与

安心で安全なリユースモバイル市場の発展

認証マークが安心安全の目印になるように

(5) スマートフォンのデータ消去について

RMJに加盟している事業者については、端末メーカーが用意した完全リセット機能を実行して工場出荷時の設定に戻す作業をマストとして定め、さらにソフトウェア会社に対応している端末（iOS・Android OS）については、原則として事業者ソフトウェアによる上書き消去等を行っています。

端末のオールリセット（初期化）



事業者用ソフトウェアによる 上書き消去



RMJに非加盟の事業者の中には、端末のオールリセットしか実行しない場合や、ログを残さない事業者もいるため、利用者情報の扱いについてガイドラインで定めてガイドラインの遵守を求めていくことが必要。

海外リユースモバイル市場におけるデータ消去について

アメリカ・EUにおける利用者情報に対する法令・ガイドライン等を調査 (NTTデータ経営研究所様及び独自調査)



上書き消去は推奨していないが、リセットはガイドラインで定めている

アメリカには、リユースモバイル内のデータに関連するガイドラインとして「R2」が存在する。R2内には「NIST」に示されるメーカーが用意したリセット機能実行で、別途データ消去システム利用を推奨していない。

R2 (Responsible Recycling/責任あるリサイクル) <https://sustainableelectronics.org/r2-standard>

- ✓ EPA (米国環境保護庁) の指導のもと、電気・電子機器リサイクル関連事業者に対し責任ある行動を促進させ、その行動を評価するために開発された自主的な原則・ガイドラインである。
- ✓ 米国において、中古携帯端末を取り扱う複数の事業者がR2認証を取得している。
- ✓ R2のガイドラインでは、データ破壊に関して取るべき手段として、米国標準技術研究所(National Institute of Standards and Technology: NIST)特別刊行物 800-88^{※2}に示される方法を含む、一般に認められ、公開されている業界の手法を参照する事が求められている。

例: NIST Special Publication 800-88 <https://www.ipa.go.jp/files/000025355.pdf> (日本語版・付録Aを参照)

携帯電話媒体のサニタイズ: すべての情報 (通話履歴や電話番号など) を手動で削除し、メーカーが用意した完全リセット機能を実行して工場出荷時の設定に戻す。
** 適切なサニタイズ手順については、メーカーに問い合わせること。



※1 <https://www.gazelle.com/environment>
<https://www.wesellcellular.com/about>
<https://trillion-trade.com/wholesale/>

※2 <https://sustainableelectronics.org/sites/default/files/R2-2013%20Guidance%20%5B%20JAPANESE%5D.pdf> (日本語版・第8条についてのガイダンスを参照)



データ消去への関心は高いが、上書き消去を推奨しているわけではない

EUでは、「GDPR」のため、個人情報に対しての意識が高い
消去システムを利用している業者もある

GDPR (General Data Protection Regulation/EU一般データ保護規則) <https://gdpr-info.eu/>

- ✓ EU (欧州連合) における個人情報保護の枠組み、個人データの処理と移転に関するルールを定めた規則。
- ✓ 個人データを処理するに当たり、企業は管理者 (Controller) として、次のような規制事項を遵守することが求められます。
 - ・個人データの処理および保管に当たり、適切な安全管理措置を講じなければならない。
 - ・処理を行う目的の達成に必要な期間を超えて個人データを保持し続けるてはならない。
 - ・個人データの侵害 (情報漏えい) が発生した場合、企業はその旨を監督機関に対し72時間以内に通知しなければならない。
 - ・定期的に大量の個人データを取扱う企業などでは、データ保護オフィサー (Data Protection Officer) を任命しなければならない。

罰則	違反
最大で企業の全世界売上高 (年間) の2%、または1,000万ユーロ*のうちいずれか高い方	・個人データの取扱いに際し、適切な技術的、組織的セキュリティ対策を実施しなかった場合 (そのような措置を取らない第三者に個人データの処理を委託する場合も含む) ・個人データの処理に関する記録を保持することが義務付けられているにもかかわらず、記録を意図的に保持していない場合 ・個人データの侵害 (情報漏えい) が発生したにもかかわらず、監督機関に対し通知しなかった場合 ・データ保護オフィサー (DPO) の選任が義務付けられているにもかかわらず、任命してはいない場合
最大で企業の全世界売上高 (年間) の4%、または2,000万ユーロ*のうちいずれか高い方	・個人データの処理に関する原則、適法な取扱い、同意に関する条件およびセンシティブ情報の取扱いを遵守しなかった場合 ・個人データの域外移転に関するルールを遵守しなかった場合 ・監督機関からの命令に従わなかった場合

* 1ユーロ=120円とした場合、1,000万ユーロは12億円、2,000万ユーロは24億円

GDPR第83条

- ✓ GDPRによりデータ消去への関心は高いが、上書き消去を推奨しているわけではない

海外では、個人情報に対しての意識は高く、利用者データの扱いに対しては、端末が備えるリセット機能を実行して初期化することを推奨している。

諸外国より強固な消去方法(上書き消去)を利用者情報の処理方法として規定

比較項目	リユースモバイル 関連ガイドライン	主要な諸外国事例 (アメリカ・EU)
データ初期化 (工場出荷状態に戻す)	必ず行う	必ず行う
上書き消去処理	原則として、上書き消去による、 <u>より強固な消去処理を施す</u>	特に推奨されていない
消去システム 環境	原則として、 <u>適正な事業者用ソフトを具備し、それによる上書き消去を実施し得る環境</u> にある	事業者による任意
第三者チェック	データ消去処理完了後、 <u>第三者により、データ消去が適正になされ、データが確実に消去されていることの確認</u> を行う	特に推奨されていない 事業者により任意

ガイドラインで定める内容について

リユースモバイル端末を消費者が安心して売買し、利用できるようにするために最も留意しなければならないのが、利用者情報の漏洩が無いようにすることであり、リユースモバイル関連事業者は、取り扱うリユースモバイル端末の利用者情報の消去を確実に行うことが求められます。

データ消去について

- ✓ データ消去処理には、端末のオールリセット（初期化）と上書き消去がある。
- ✓ 上書き消去は、事業者用ソフトウェアを用いて行うものである。リユースモバイル関連事業者は、原則として、事業者用ソフトウェアでの上書き消去を実施しうる環境にあることが求められる。なお、端末の種類によっては、上書き消去ができないものや、オールリセット（初期化）で上書き消去が行われるものがある。

ガイドラインに定める要求事項とオペレーションガイドについて

■ ガイドラインにおける要求事項

- 1) 非接触型IC情報は、リユースモバイル関連事業者が処理することができないため、買取時に買取依頼者に非接触型IC情報の移行について注意喚起し、それが実施されていることを確認することが求められる。
- 2) 初期化（オールリセット）は買取時に必ず行うことが求められる。また、リユースに供するための商品化にあたり、改めて実施することが求められる。
- 3) 初期化（オールリセット）に加え、検査・格付時には、原則として上書き消去による、より強固なデータ消去処理を施すことが求められる。ただし、上書き消去は、全ての端末に施すことが可能な方法ではないことに留意する。
- 4) データ消去処理を完了後、その作業を実行した担当者以外の第三者により、データ消去が適正になされ、利用者情報が確実に消去されていることの確認を行うことが求められる。
- 5) データ消去処理を施していない端末、あるいは電源が入らないまたは上書き消去用ソフトウェアの読み込みが出来ない等の理由によりデータ消去処理を施すことが出来ない端末については、利用者情報の漏洩リスクがあるため買取を行わないことが求められる。万が一、買取済み商品に利用者情報が入っていた場合、当該端末は、そのままの状態ではリユースモバイル端末として流通させない。

■ オペレーションガイド

① OS、端末の種類等の違いについて、下記の通り留意すること。

スマートフォンⅠ（Android）

その多くに対して上書き消去が有効であるが、一部の機種は上書き消去に対応していない。そのような機種に関するデータ消去処理は、初期化（オールリセット）により行うこととなる。

スマートフォンⅡ（iOS）

iPhoneやiPad等のiOS端末においては、端末機能の初期化（オールリセット）が、個人情報等のデータに対して、直接、上書き消去を施す仕組みとなっており、その初期化を行うことで強固なデータ消去処理となる。

フィーチャーフォン（ガラケー）

多くの端末において、上書き消去に対応していない領域が存在する場合や、上書き消去ソフトそのものに対応していない場合があるため、その消去処理は初期化（オールリセット）が基本となる。

その他（上記以外のOSや端末）

AndroidとiOS以外のOS（例としては、Windows Phone、Windows10、BlackBerryOS、Firefox OS等）、あるいはモバイルWi-Fiルータなどの多くの端末においては、上書き消去に対応していない領域が存在する場合や、上書き消去ソフトそのものに対応していない場合があるため、その消去処理は初期化（オールリセット）が基本となる。

参考：海外事例

利用者データの取り扱い

事業者としてリセット作業を実施するが、
利用者情報は、原則として売主の責任として取り扱われている

Next Worth (米国) <https://www.nextworth.com/faq>

全ての電子機器は、他人の手に渡る前に、個人情報情報は消去されます。私達は全てのスマートフォンを工場出荷時の状態にリセットし、メモリーカードは国防省のガイドラインに従ったソフトウェアによって消去します。これらを念頭に置いた上で、発送する前に、**機器から個人情報情報を削除することは貴方の責任です。**

uSell (米国) <https://www.usell.com/terms-of-service.htm>

当社へ製品を送送するまでに、履歴や個人のコード、メールアドレス、個人アドレス、IMアドレス、写真、およびダウンロード済みのファイル等、デバイスからすべての個人情報やデータを削除することは貴方の責任です。

Hate My Phones (英国) <https://www.hatemyphone.co.uk/data-deletion/>

端末から個人情報消去されたことを確認するのは、貴方の責任です。当社は、工場出荷状態へのリストア、メーカーリセット、可能な場合には第三者のソフトウェアを用いてデータ消去を行います。端末に残った個人情報に対して責任を負いません。これは媒体、データ、情報等も同様です。欠陥やダメージがあったり、ソフトウェアが機能しなくなった端末から個人情報を消去するのは金銭的に困難であり、これは所有者の責任とします... (中略) ...当社はメモリーカード、SIMカード等に残ったデータの消去についても責任を負いません。

消去を有料サービスとして提供している事例

上書きシステムを使った消去サービスは、付加価値サービスとして提供している事業者が存在している

Hate My Phone (英国)

✓ 中古携帯端末の買取サービスとあわせて、データの完全消去サービスも提供
サービス完了後には廃棄証明書等を発行する



<https://www.hatemyphone.co.uk/data-deletion/>

Data Eliminate (英国)

✓ 中古携帯端末の買取後の再生工程の中で、データの完全消去を行う
データ消去作業レポートが発行される



<https://www.secure-data-destruction.co.uk/mobile-device-refurbishment/>

ユーザーへの注意喚起や手法の案内例

リユースモバイル端末事業者のサイトでデータ消去方法を案内、事前に消去するよう注意喚起



QuickMobileFix (豪州)



個人アカウント情報の
消去方法をOSごとに表記

<https://www.quickmobilefix.com/blog/what-to-do-before-sending-your-account-before-sending-your-device-1>

Mazuma.com.au (豪州)



機種名とメールアドレスを
入力する事でデータ消去方法を
メールで案内

<https://www.mazumacombi.com.au/mobile-data-deletion-tool/index>

データ消去システム使用企業

上書きシステムを使った消去サービスは、付加価値サービスとして提供している事業者が多い
また、通信事業者と取引しているレベルの企業は、取引要件として使用を求められるケースもあるそうです

RMD賛助会員 株式会社ブランコ・ジャパン (英文社名: Blancco Japan Inc.)



【会社概要】
米国に本社をおく事業製品やIT機器のリユース企業。米国キャリアとも取引があります。

【課題】
・最新スマートフォンに対して、安定した品質でのデータ消去と診断を実施
・従業員への教育に必要な時間を軽減

【導入結果】
・1か月あたり数千ドルのROIの改善
・従業員に対するトレーニング時間を約(1週間に数日時間)
・現場スタッフの生産性が最大40%改善

【導入製品】
Blancco Mobile Device Eraser(消去ソフト)
Blancco Mobile Device Diagnostics(診断ソフト)
Blancco Management Console(消去レポート管理ソフト)

【会社概要】
ドイツに本社をおく、スマートフォンやIT機器のリユース企業。

【課題】
・データ上書きによるデータ消去と消去レポートの管理
・スマートフォン各種機能に対する効率的な診断

【主な利用方法】
・入手したスマートフォンに対して、Blancco製品を利用したデータ消去と診断の実施。

【導入結果】
・診断作業の効率が15%改善
・データ消去の処理台数が30%増加
・現場スタッフの生産性が最大40%改善

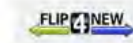
【導入製品】
Blancco Mobile Device Eraser(消去ソフト)
Blancco Mobile Device Diagnostics(診断ソフト)
Blancco Management Console(消去レポート管理ソフト)

【会社概要】
ドイツに本社をおくモバイルデバイスのリユース企業。

【課題】
・完全なデータ消去の確保
・データセキュリティプロセスの実施
・処理スピードの改善

【導入結果】
・1日最大1,000台のデータ消去と診断を実施
・買取から販売までのリードタイムの改善

【導入製品】
Blancco Mobile Device Eraser(消去ソフト)
Blancco Mobile Device Diagnostics(診断ソフト)
Blancco Management Console(消去レポート管理ソフト)



注意が必要な利用者情報について

非接触型ICカード情報は初期化や上書き消去では消去不可能 利用者自身で消去することが原則となっている

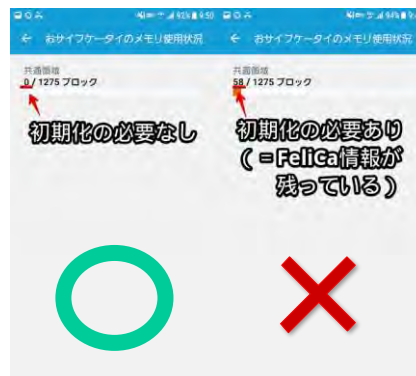
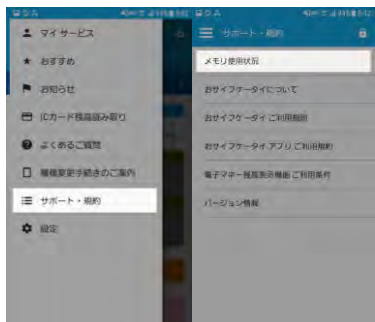
リユースモバイル関連ガイドライン記述：

多くの端末に内蔵されている非接触型ICカードは、クレジットカードやキャッシュカード、あるいは財布等のような役割を担っている。これらの情報は端末の所有者である買取依頼者自身でなければ、財布等の機能の残額移行の手続きができない。また端末機能の初期化（オールリセット）や上書き消去では、非接触型ICカード情報は消去できない。

よって、買取依頼者が自ら使用していた携帯電話を買取事業者へ売却する場合、本人が事前に各種クレジットカード会社および金融機関等へ申請を行い、その機能の移行や契約解除を行うよう買取依頼者に注意喚起を行うことが求められる。

■ 参考：チェック方法

端末の機能からメモリ使用状況を確認します



■ 参考：対応方法例

- ・おサイフケータイアプリから初期化する
→お客様ご自身
- ・携帯キャリアショップで初期化する
→ docomoはセルフで消去できる端末を店頭で設置
KDDIは窓口受付
SoftBankは対応不可
- ・対応している消去事業者のシステムで消去
(※1社独占状態)

利用者が自ら消去する場合① Androidで一般的な初期化方法「設定」から実施する手順

通常の初期化処理を実行してもFeliCa情報は残ったまま

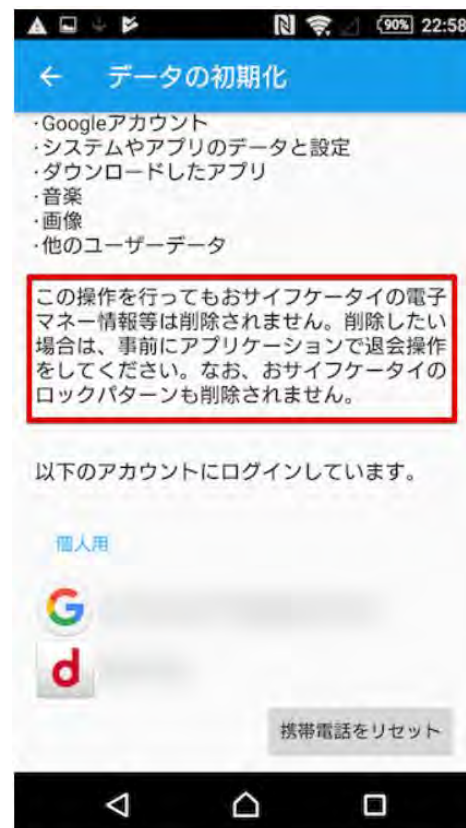
Xperia Z3 (Android 6.0.1) の場合

「設定」→「バックアップとリセット」より
「データの初期化」へ進み



「携帯電話をリセット」より実行

おサイフケータイ搭載端末の場合、
「この操作を行ってもおサイフケータイの
電子マネー情報等は削除されません・・・」
と表示されます。



Androidの一般的な初期化は内部ストレージ
情報を削除しますが、FeliCaチップ情報は残っ
たままとなります。

そのため、おサイフケータイのアプリ自体は
Android内部ストレージに保存される一方、電
子マネー情報はFeliCaチップへ独立して保存さ
れるため、結果的にAndroidを初期化してもお
サイフケータイのデータが残り続けてしまいます。



FeliCaチップ情報がAndroidに残り続けることで
、自身の個人情報流出するリスクはもちろん、
次の使用者が正常におサイフケータイを使えない
、という問題が発生します。

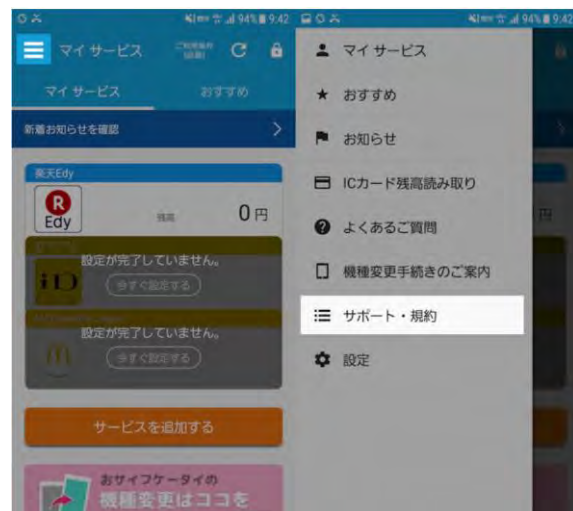
ICカード情報消去対応例

利用者が自ら消去する場合② おサイフケータイアプリからFeliCaを初期化する方法

インストールされている「おサイフケータイアプリ」より、アカウント情報を1つずつ削除することで、FeliCaチップの初期化が可能

おサイフケータイアプリ（ver.5.2.1）を
搭載したGalaxy S7 edge（Android
7.0）を例に説明

「おサイフケータイアプリ」を起動後、左上
メニューより「サポート・規約」へ進む



「メモリ使用状況」を表示する

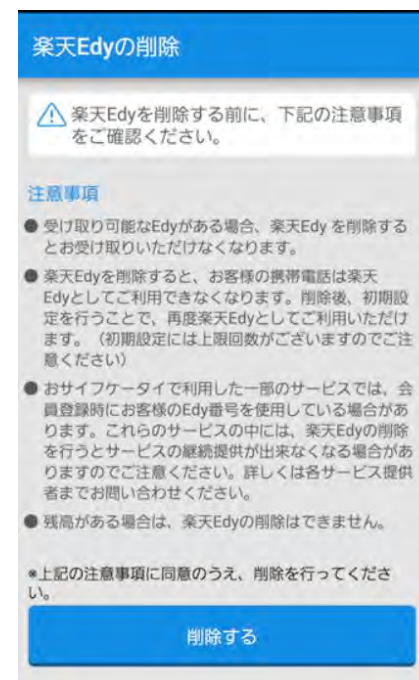


数値が“0”ならFeliCaチップのメモリ情報がないため、初期化の必要はないが、もし“1”以上であれば何らかの電子マネーのアカウント情報が残っているため、個別にデータを消去する必要あり



データの消去手順は、該当の電子マネーサービスによって異なるうえ、細かな条件があり注意が必要

楽天Edyの場合

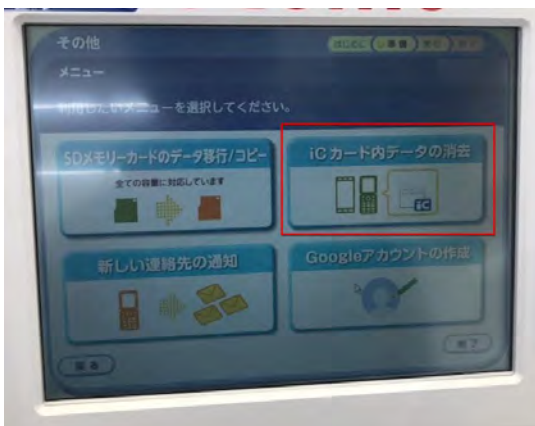
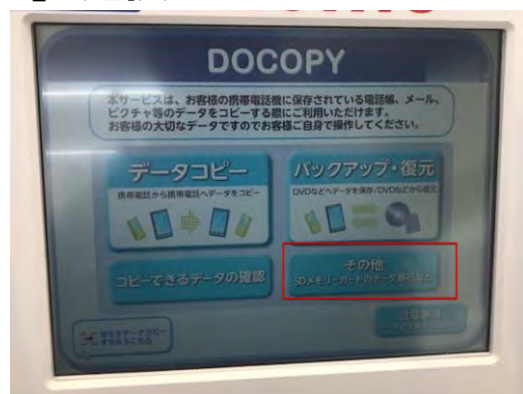


各電子マネーアカウントごとに実施していき、最終的に「メモリ使用状況」が“0”になれば問題ないが、すでに携帯の回線契約を解約しているAndroidの場合、回線情報が電子マネーのアカウントと紐づくサービス（例：モバイルSuica / iD）では初期化ができないケースがある

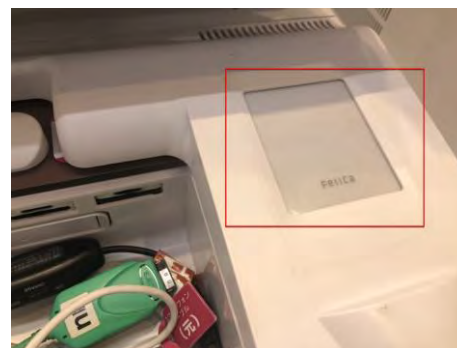
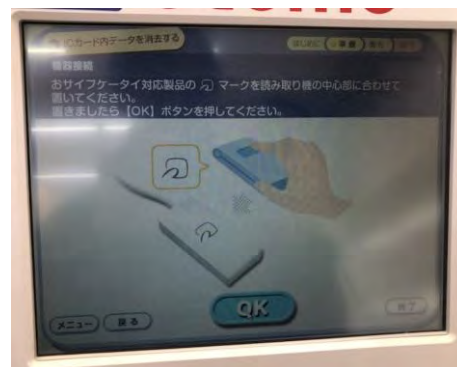
利用者が自ら消去する場合③ キャリアショップの店頭の機械でFeliCaを初期化する方法

Docomo社の場合、DOCOPYという専用機を店内設置、ユーザー自身の操作で「ICカードのフルフォーマット」が可能

DOCOPY（ドコピー）のトップ画面で「その他」へ進み、「ICカード内データの消去」を選択



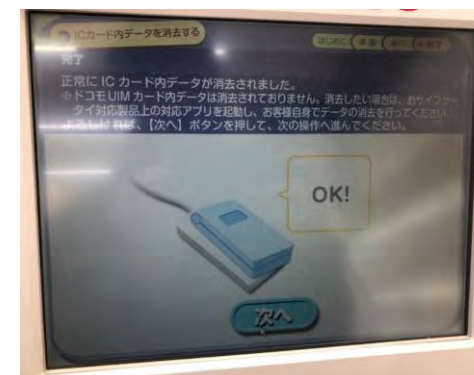
データ消去前の注意事項や手順の流れを確認し、その後、「おサイフケータイ対応製品を読み取り機に置いてください」という画面が出たら、DOCOPY（ドコピー）に搭載されるFeliCaリーダーに対象のスマートフォンをかざす



「ICカード内データを消去します」と表示されるので「実行」を選択



しばらく待ち、「正常にICカード内データが消去されました」という画面になれば完了



中古事業者が消去する場合 ブランコ社が提供するシステム

Blancco Mobile for FeliCa –モバイルFeliCa ICチップ向けデータ消去

Blancco Mobile for FeliCaの主な特長:

- ✓ モバイルFeliCa ICチップの利用データを消去
- ✓ FeliCa対応サーバ経由で認証をクリアし、モバイルFeliCa ICチップにアクセス
- ✓ モバイルFeliCa ICチップの故障と利用データの有無を自動診断
- ✓ ソニー株式会社製非接触ICカードリーダー/ライター PaSoRi (パソリ) に「かざす」だけのシンプルなオペレーション
- ✓ 消去レポートの発行
- ✓ 消去レポートの管理ツールを提供
- ✓ NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイルのスマートフォンに対応

メリット:

- キャリアにとらわれない
- シンプルな作業
- 解約していても影響を受けない

課題:

- チェックと消去で別々のライセンスが必要
- 1社しか提供していない
- 料金や提供方法
- スマホのみ



モバイルFeliCa ICチップの利用データを消去

モバイルFeliCa ICチップに記録されたおサイフケータイ®対応サービスの利用データは、OSが提供するデータ削除や初期化(工場出荷状態に戻す)機能では、消去することができません。Blancco Mobile for FeliCaは、モバイルFeliCa ICチップの故障と利用データの有無を診断し、効率的に消去と管理を行います。

モバイルFeliCa ICチップ内の利用データが消去されていることを証明

Blancco Mobile for FeliCaは、Blanccoの他のデータ消去ソフトウェアと同じように、データ消去が適切に実施されたことを証明するための消去レポートを発行することができます。また、消去レポートの管理ツールとして、Webベースで提供されるBlancco Data Eraser Management Consoleを利用することができるため、消去後のレポートの取得から管理・分析までをシームレスに行うことができます。

モバイルFeliCa ICチップのおサイフケータイ®対応サービスの利用データの有無の診断

- ✓ モバイルFeliCa ICチップの故障を診断
- ✓ FeliCa対応サーバと通信を行いモバイルFeliCa ICチップへアクセスするための認証を解除
- ✓ モバイルFeliCa ICチップのデータ消去
- ✓ 非接触ICカードリーダー(Windows用PaSoRi)に「かざす」だけで、診断と消去を実行

- ✓ 端末が備える初期化機能でデータ消去できることが望ましい
- ✓ 消費者保護を目的とし、協力して消去環境を整備できないか？

課題

- ・利用者による消去について、方法が複雑であり、徹底が難しい
- ・データが残っているかどうかの確認方法もわかりにくい
- ・消去できなかった場合、個人情報漏洩や決済に関するリスクがある
- ・解約後、利用者の操作だけでは消去できないケースがある
- ・利用者自らが消去できない場合、キャリアショップへ行く必要がある
- ・キャリアショップによっても対応がまちまち
- ・システム提供会社が1社しかなく、料金が高額
- ・中古事業者によっても対応にばらつきあり



- ✓ 初期化はマストとしていることから初期化によりICカード情報初期化が可能となれば水際で防止が可能となる。
- ✓ 消去ソフト提供により加盟企業に対してICカード情報のチェック・消去をマストとして対応。

⇒ガイドライン改定

⇒認証制度・基準へ組み込み

(6) 今後の取組について

モバイル市場における課題への対応

検討・協議の場をいただきたいこと	対象	ポイント・理由
・ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直し	・通信事業者 ・メーカー	・安全で安心なリユースモバイル端末取引市場の発展に向けて 「使用中に突然端末が使用できなくなる事例が存在する」 ⇒善意の第三者が負うリスクの解消
・海外輸出中心型から国内流通量増加検討	・通信事業者 ・仲介事業者	・通信事業者（仲介事業者）による国内流通取引窓口の設置 「公正な取引参加条件の開示」 ⇒国内流通促進へ
・リユースモバイル事業者向けの連携窓口の設置/ 大口対応 ・SIMロック解除の確認方法の簡素化	・通信事業者	・ネットワーク利用制限確認/SIMロック解除等の大口対応窓口の設置 ・インターネット等で簡易的に調べられる方法の提供 「確認方法や解除方法が1台ずつしか対応していない」 ⇒取引の円滑化、不正の水際防止
・端末機能が備えるデータ消去機能の完全化と義務化 ・付帯情報の一括消去対応 （フェリカデータ等）	・通信事業者 ・メーカー ・代理店	・キャリアショップ店頭でのデータ消去対応 ・メーカーによる製造者責任としての安全性の高いデータ消去機能実装に向けた基準や対応ルール構築 ・端末が備えるデータ消去機能だけで消去できないデータへの対応 「今後もデータ連携拡張が予測されるスマートフォンの安全性の担保」 ⇒安心安全な機能を備えることによる取引活性化
・リファビッシュ品の定義や国内流通促進に向けた協議 ・純正修理部品の調達	・通信事業者 ・メーカー	・登録修理業者等がリファビッシュ端末をリユースモバイル事業者へ転売すること等の検討を開始しているが、 端末の国内流通量が少ないことがネック。 ・MNOとの間で、中古端末の国内流通に向けた協議を加速することに期待する声が高まっている。 ・登録修理業者等が端末の製造業社から純正修理部品を調達する手段の確立も課題。
・C2C取引時における端末の評価基準や安心安全評価 および機能評価に関する基準の明確化 ・プラットフォーム向けガイドラインの整備	・プラットフォーム	・プラットフォームへガイドラインや事業者認証制度の説明を行い、積極的な働きかけと協議の場を設けていく 必要性が高まっている。 「C2C市場の拡大とともにトラブルも増加傾向あり」 ⇒端末評価方法や取扱いにおいて注意すべき点等を共通化することで消費者保護に向けた取り組みが強化 促進される。

安心安全なリユースモバイル市場の形成と発展に向けたロードマップ



消費者・関連事業者が幅広く安心して、安全に リユースモバイル端末取引ができる市場の形成と発展へ

モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランとの連携

ガイドライン遵守・事業者認証制度資格取得促進

関連事業者が消費者にとって
安心安全を第一とした基準遵守



消費者にとって自由で
安心安全なモバイル市場形成へ

消費者にとって、認証マークが
リユースモバイル端末売上の
安心安全の目印となるように



安心で安全なリユースモバイル市場の発展

アクション・プランとの連携

モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン

3つの柱

- 【第1の柱】 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現
- 【第2の柱】 事業者間の公正な競争の促進
- 【第3の柱】 事業者間の乗換えの円滑化

【第1の柱】 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現
④ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化

リユースモバイル
ガイドライン

リユースモバイル
事業者
認証制度

市場課題解決に
向けた提言

中古端末を含めた端末流通市場の活性化

消費者にとって、分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現と、
安全に安心して取引ができるリユースモバイル市場をめざします。